

平成27年3月27日

預金保険料率の変更について

一般社団法人全国信用金庫協会
会長 大前孝治

平成27年1月30日(金)に預金保険機構『預金保険料率に関する検討会』が公表した報告書『中長期的な預金保険料率のあり方等について』を踏まえ、本日開催された預金保険機構運営委員会において、預金保険料率の変更が決定されました。金融庁長官と財務大臣の認可取得が前提となるものの、平成27年4月1日以降に適用される預金保険料率の実効料率(一般預金等と決済用預金を加重平均したもの)は0.042%に引き下げられることとなります。

我が国の預金保険料率は、早期の不良債権処理のために、平成8年度より実効料率が引き上げられましたが、信用金庫業界としては、責任準備金が着実に積み上がっていること等を踏まえ、預金保険機構『預金保険料率に関する検討会』や金融庁『年度末金融の円滑化に関する意見交換会』等を通じ、預金保険料率を適正な水準まで引き下げざるべきと申し上げてまいりました。

「金融機関による健全経営の努力」と「預金保険制度の適切な整備・充実」は、金融システム安定のために、ともに不可欠なものであると認識しております。

私ども信用金庫は、これまでも自己資本の充実を通じてリスクテイク能力を高めることに努めてまいりましたが、預金保険料率が引き下げられた際には、それを有効に活用して、一層の自己資本の充実を図り、これまで以上に中小企業・小規模事業者に対して積極的かつ円滑な資金供給に努めていくとともに、会員をはじめとしたお客様の利便性の向上や豊かで持続可能な地域社会づくりに注力してまいりたいと存じます。

以上